

2001/03/16
経営企画委員会

照明学会の運営に対するグランドデザイン

1. グランドデザインの意味

照明学会のグランドデザインとは、学会を運営し発展させていくための基本的な理念（フィロソフィー）と、それに基づいた実際の運営の在りかたを示すものである。学会がなすべき事業・活動については定款に明記されているが、その事業・活動をどのような方向で、どのような意図のもとに行うかは、学会を運営する理事会を始めとする執行組織とその構成員にゆだねられている。従って、執行組織は学会を維持するために協力している構成員（会員）、学会に何らかの成果を期待している社会に対して、学会が意図することと、それによって貢献できることを明らかにする責務を負うものである。

(1) グランドデザインは、この責務を果たすために学会の執行組織（事務組織を含む）とその構成員が事業活動を行うに際して、常に念頭に置いて事業のありかた（それが学会活動の主旨に照らして適正であるか否か）と方向を判断して定めるための指針となるものである。

(2) グランドデザインは基本理念を示すとともに、その理念に基づいた具体的な方策を示すものであって、この基本理念は恒久的に維持されるべきものであるが、それを実行するための方策は、社会情勢の変化や時代による人間の意識の変化などによって、変わり得るものであることを認識して柔軟に対応しなければならない。

2. 照明学会を維持、発展させるための基本理念（グランドデザインの基本理念）

(1) 学会は何をする場であるか

学会（文部科学省が認可した学術団体）は、ある学問分野に関心をもって、その学術（学理とその関連技術）の研究、情報収集と交換、啓蒙と普及およびそれに関連した学術的な（営利を主目的としない）活動を行うことを目的とした場（団体、組織）である。従って、学会の運営はこの目的をどのようにして達成して行くかが根本であって、学会の組織と事業は、それが本来の目的とどのように関わっているかが常に吟味されていなければならない。

もし、学会の運営が上述した目的を維持できずに逸脱するならば、学会の理念に照らして学会としての存在意義が消失するわけであるから、解散をも含めた対応がなされなければならない。

(2) 照明学会の役割と名称

照明学会の社会に対する役割(責務)は、光エネルギー・光情報（光応用工学）の人間社会環境への寄与を考究して、実践することである、この分野は今までは人間の視覚を中心として考えられてきたので、学会の名称もそれに最もふさわしい「照明学会」とされてきた。学会の名称が、その学会が対象にする学問分野に即して付けられることは、もとより自明であるが、学問分野は学術の発展によっ

て流動的に変化してその対象とする範囲も広がって行くものである。光応用工学はこのような変化の最も著しい分野であって、人間の視覚以外の応用が急速に広がりつつある。それ故に、時代の学術の趨勢を考慮すると共に、将来の学会活動を期待する若年層の参加を勘案すれば、学会の名称を固定化することなく、見直されるべきである。（電気関係の学会でも学会名称の変更が行われて、それが会勢の発展に寄与している例がある。）

（3）学術に対する姿勢

学会の学術に対する関わりで、最も基本になるのは、学術研究情報の公開、交換、認知（オーソライズ）を行うことであって、具体的には権威ある審査をへた学術情報（研究論文など）を掲載した定期刊行物（学会誌、英文誌など）を刊行すること、公開された学術集会（大会、研究会など）を主催して学術的な発表と討論の場を設けることである。このことによって、学会は初めて学術の推進役としての機能を社会的に認知されることになる。

（4）産業の実務に対する姿勢

照明学会のような工学を対象としている学会では、学理を産業の場に移行させて、産業の発展に寄与させる努力をすることが、学会の責務として考えられなければならない。そのためには、産業に直接に関わっている業界団体（日本電球工業会、日本照明器具工業会など）や関連企業などとの連携を密接にとる必要がある。それに際しては、特定の営利に関わることを戒め、長期的にみて産業界全体に寄与することを指向すべきであろう。具体的な例としては、技術規格・基準などの提案と作成、企業間あるいは他産業にまたがる学術的（技術的）調査などがあげられる。その際に、委託元、依頼者にとって必ずしも有利でない結果が表れてもそれを客観的、率直に表明することが必要である。

（5）人材の養成、育成に対する姿勢

人材の養成、育成は学問分野、産業の発展のために不可欠であり、学会として主体的に取り組まねばならない課題である。人材の育成は a) 学校レベル b) 産業界レベル の2つに分けて考えるべきである。学校レベルでは、旧来の「照明工学」の授業が現在の大学、高専の電気系学科のカリキュラムから全く離れたものになってしまっているため、これをそのまま復活させようとするのは徒労であるため、ハードウェア（光源、センサー）部分とソフトウェア（視覚、色彩、光環境）部分を分離して、光応用工学的な観点からの興味をもたすようにすることが必要である（その際に学会の名称が「照明学会」であると学生・生徒にアピールしない）。産業界レベルでは若手の実務者のための教育（このときは旧来の「照明工学」の授業がある程度利用できる）とともに経験者に対する再教育も必要と思われる。再教育は、学術の進歩の著しい分野（例えば半導体関連や光機能材料など）の知識を経験者にも正しく系統的に与えることを目的とする。これらの教育の実施には、学会内での研究者と実務者の緊密な連携が必要となる。

(6) 情報の収集・公開・交流に対する姿勢

学会の学術に対する姿勢は(3)で述べたとおりであって、学術情報をいかに的確に、すばやく伝達するかを常に心がけることが重要である。このためには、ホームページの充実と管理、インターネットの効果的な運用をさらに検討すべきである。一方、情報の伝達は知的所有権(著作権)、プライバシーの侵害と表裏の関係にあるため、学術情報もこれらに対して十分な配慮が必要である。

(7) 会員の権利と義務、役割

学会の会員は学会に所属することによって、大会や学会誌などの媒体をとおして、その分野の学術や科学技術に関する専門的、先端的な情報を入手でき、また自己の研究成果などを発表して、社会的な認知(オーソライズ)を受ける権利をもつ。しかし、そのためには、学会に所定の会費を納入するとともに、学会の事業活動に協力し、会員としてのモラルをまもるなどの義務を負わなければならない。

学会の活動を維持して運営することは、限られた人数の専任職員(事務局員)のみでは到底不可能であり、実際の運営は、その多くの部分を比較的少数の会員のボランタリーな活動に依存せざるを得ないのが現状である。このことを認識した上で、事業活動に対する会員の役割分担を考えるべきである。そのためには、研究活動や事業活動に積極的に参加できる会員(アクティブメンバー)のデータベースを作成して、人材の開発をはかり、特定の会員に負担や権限が集中することを避けるような処置をはかり、かつ事務引継ぎが円滑に行われるようにする。また、会員が階層分化していることを現実認識として、制度上の会員区分(専門会員、正会員などの区分)と役割分担をリンクさせることを考える。

3. 照明学会を維持発展させるための組織と運営

現在の照明学会の組織とその運営にはいくつかの問題点がある。これらを克服してさらなる発展をはかるために、組織と運営について以下のような提言をしたい。

(1) 組織の役割と責任の明確化

1) 現状の組織と問題点

- a) 現在は学会の各部門の委員会が相互に連携のない状態で運営や事業を行っていることが多く、企画・実施に関して学会全体としての統一性がない。
- b) 平成12年度現在の組織には、財政再建等の要因がからんだ緊急避難的な要素があるので、将来的に、ベターな組織構成を考える必要がある。

2) 本来あるべき学会の組織

学会の組織は、学会の定款に定める目的と事業を推進するために、組み合わせてまとまりを作った場である。そのため、学会全体を運営し、発展させてゆくについて、最も効率よくかつ合理的なものでなければならない。

現在は数年前に比べて社会変革の速度が非常に速く、かつ情報インフラの整備が日進月歩で進んで、国境の垣根がなくなりつつあるので、情報インフラの

発展に伴って、事業体の組織形態も益々、国際化に対応しなければならない。また、それと同時に、情報の公開や経営の透明性の必要性も益々その度合いを高めてゆくと考えられる。

一方、いかに高邁な目的にたって事業を企画しても、その事業を遂行するための財政的な裏付けがないと、砂上の楼閣になり事業体である学会そのものが経営破綻する事にもなりかねない。すなわち、事業の運営の根底に「コストバランス」の概念がないと事業運営の組織そのものが成り立たなくなる。

言い換えれば、これからの組織は「学会本来の目的」を保持しながら「時代の流れに敏感」で「コストバランス」「情報の公開」「運営の透明性」を達成出来るものでなければならないと言えるのではなかろうか。

このような観点から学会組織とその運営のありかたを箇条書きの形でまとめると次のようになろう。

イ) 常に学会本来の目的を達成しているかどうかを自己チェックできる。

ロ) 時代の流れに敏感で事態に即応して改変が出来る

ハ) 運営の透明化と会員への情報公開が出来る。

ニ) 事業運営・研究・調査・啓蒙等の活動のバランスがとれ、かつ、コストバランスのとれた財務状況である。

3) 責任の明確化

学会の事業を推進するためには、学会活動を運営する組織の構成員（役員、委員、事務局員など）にそれぞれの役割が分担されて、一定の基準に基づいて行動しなければならない。その基準に当たるものが学会の諸規定類である。しかし、現行の規定類は、実施方法の基準や役割が明記してあるが（執行者の権利の形で記されていることが多い）、事業がどの範囲までやれるのか、誰がどこまで決裁できるのか、といった執行の権限と責任については定められていない。

したがって、実施の基準や役割を定めると同時に誰が責任を持ってどこまでやれるのかを定めた「職責・権限」に関する事項を加えた規定を定め「業務の効率化」と共に「責任体系の明確化」をはかる必要がある。

そこで責任を明確にするために以下のことを提言する。

a) 理事会・事務局・諮問委員会・各委員会の役割を委員会規定で徹底する

b) 理事・評議員・各委員会委員長（幹事・委員を含む）の「職責・権限」を定める

c) 事務局員に対しても「権限・責任」を定める。

4) 運営担当者の役割と責任を明確にし、かつ透明性を重視した学会組織への提言

a) 理事会が立法機関的な性格のものであるので、それをチェックするために評議員会・諮問委員会の役割を出来る限り司法機関に近づける

b) 学会事業の会員への透明性を高める意味から、理事会への提案を会員が書面などで直接出来るような制度を設ける。

c) 学会運営に際しての「職責・権限」に関する事項を規定に制定し、権限と責任を明確にするとともに、執行者（理事・委員）の自主性を尊重できるようにする。

(2) アクティブメンバー維持拡大のための方策

学会発展の基本は、研究・開発活動の活性化であり、会員である技術者が学術団体の一員として社会に貢献するという原点に立って研鑽努力することが肝要なことは言うまでもないが、同時に会員が研鑽努力した成果の発表に対するサーキュレーションの円滑化を図ることがまた重要な意味を持つ。研究者・技術者にとっては、所属する学会へ多数の論文が投稿され、学術誌として社会の多くの方々から関心が寄せられていることが重要である。したがって、この現実を鑑みれば、学会として常に時代のニーズを先取りする研究・開発が精力的に進められていることが重要で、学術団体としてこれらを担うアクティブメンバーの保持が重要課題と認識しなければならない。

いうまでもなく学術研究が活発となれば、必然的に人が集まってくるようになり一層の活性化が進むばかりでなく、教育ならびに技術に関する社会貢献など、学術団体としての責務である多くの事業が推進できる。

具体的には、以下にあげる方策が採用できるものと思われる。

1) アクティブメンバーの発掘

- a) 学会誌論文、全国大会・支部大会、公開研究会などでの発表、著書、特許及び委員会報告などに基づく会員のデータベースを作成し、活動中の研究者・技術者を発掘して登録する。
- b) 実社会における技術アドバイザーなど、照明技術の啓蒙、発展に努力している会員を発掘・登録し、そのデータベースを作成するとともに、活動中の技術資料についてもデータベース化を図る。
- c) 当学会に関連する学協会並びに工業会等の論文、著書、講演、報告、特許、その他委員会の技術資料などを逐次的に検索記録して、前記の個人データとともに自動的にデータベースを更新し、最近の活動状況に基く学会のデータベースを作成し、学会の事業活動に対する協力体制を整える。

2) 研究活動の活性化の方策

照明学会は創立 75 周年記念事業の一環として、会員の研究活動の促進・支援を目的として研究助成を実施してきたが、さらに一層の学術・技術の発展を図るためには、学会としての会員へのサービスと社会に対する貢献という立場からの啓蒙に観点をおいた事業運営をも検討すべきである。

以下にそれらの対策として学術・技術に対する新規の表彰制度を提案する。

- a) 全国大会、支部大会などで5年間連続して発表を行った若手研究者（例えば40才以下）に対して表彰を行うなどの施策を考える。
- b) 機関（集団）に対する学術・技術開発を側面から支援するために、産官学各機関の課又は科（30名以内程度）を対象として10件/年以上の研究報告（発表）があった場合、機関の課又は科に対して表彰を行う。
- c) 照明工学の啓蒙・発展に5年以上継続してボランティアとして貢献した個人又はグループに対して表彰を行う。

3) 啓蒙、普及活動（会員データベースの活用）

照明学会は、これまで照明教育を通じて照明コンサルタント並びに照明士を育成し、社会に対して多く貢献してきたが、より一層の社会貢献のためには、以下のような施策も導入すべきものとする。

- a) 若手会員へのテーマ別講習会を継続的に実施する。
- b) 一般社会人を対象とした照明技術の講習会を実施する。
- c) 小中学生などを対象としたボランティア的な企画のもとで実習会等を行う。

4) 若手技術者間の交流の推進

- a) 若手技術者による研究会及び委員会活動を推進する（運営も任せる）。
- b) 若手技術者（1機関1、2名）によるポスター発表を積極的に実施して、技術者間の交流を促進する。

以上のような若手技術者間の交流を推進するような企画を設けて、企業、大学、官公庁などの会員に積極的な支援を要請する。

(3) 研究部門の活性化と情報伝達の透明化

学会は基本的には研究者の集まりであるから、研究部門は学会の根幹をなすところである、という認識を深く持つべきである。

活動に際しては、自己満足に陥ることなく、常に社会とのつながりを意識したものでなければならない。すなわち、社会のニーズを反映した課題の収集ならびに調査研究の推進を行うこと、そしてそれらの成果を社会へ遅滞なく還元することである。

学問分野は学術の発展によって流動的に変化するので、「専門部会」の編成については、折りにふれてその時代の学術の趨勢を考慮した見直しを要する。また、活力ある研究活動を推進するには、確実で、素早い情報伝達が必要であり、そのためには「研究運営企画委員会」、「研究専門部会」そして「研究調査委員会」の階層構造化などによって研究調査委員会が関わっている最新の研究情報が広い範囲によいタイミングで伝達されるようになることが望まれる。

(4) IT（情報化技術）活用のための基本的ルールの設定

1) IT活用に際して

インターネットで代表される情報化技術の利用、普及によって、大量の情報が迅速に伝達できるようになり、情報の双方向伝達や検索も極めて容易になったので、今までは発信側からの一方的な伝達によっていた情報が、受信側であった利用者によって選択され、かつ従来は当事者間だけのやりとりであったことが、当事者の一方の意思で広い範囲に簡単に公開されうるようになってきている。このことは、利用者にとって非常に便利ではあるが、その反面で抑制（モラル）のない利用や意図的な悪意による情報伝達が行われたときには、計り知れない影響が生ずる可能性も否定出来ない。したがって、学会活動にITを活用するに際しては、プラスの面を積極的に利用すると共に、マイナスの効果に

ついてその検討と防止の方策をつねに念頭におかなければならない。

2) 学会活動における I T 活用

- a) 照明学会の市民権の向上・知名度の向上をはかる
 - 一般市民からのアクセスの向上をはかる。例えば、一般の市民が「照明」、「あかり」、「ライトアップ」、「視覚情報」などのキーワードを検索したときに、それから直ちに、「照明学会」へジャンプしやすいシステムの構築が必要であり、さらに洗練されたデザインの（おしゃれな）ホームページが必要である。
- b) 会員向サービスの向上（学会へのアクセスの向上）
 - i) 学会の諸情報の迅速な入手ができるようにする
 - 例えば n a c s i s への十分な対応や電子雑誌化を見越した積極的な対応も必要である。
 - ii) 事務手続きのオンライン化
 - 入会申し込み、受講申し込み、各種の賞や助成金の申し込み用紙のホームページ化を行い、手続きの簡素化、迅速化をはかる。
- c) 学会活動の活性化・学会内外の照明研究開発活動の調査把握（データベース化）
 - i) 会員外の照明分野に対する貢献を学会が自主的に発掘して、迅速に評価・表彰が出来るようにする。
 - ii) 会員に対する学会からの評価・表彰の迅速化
 - 会員の業績が大きな組織では組織内調整に埋もれている恐れがあるので、I T 利用で自薦、他薦が容易に出来るようにする。
 - iii) 論文発表、委員会活動など業績の把握
 - 人材の発掘とアクティブメンバーの固定化対策
- d) 事務運営の近代化、効率化
 - i) 管理運営システムの機能向上
 - 費目別支出状況の常時チェックができるようにする。
 - ii) 理事会決定案件の進行状況のチェック
 - iii) 会員名簿の整備の迅速化

3) 情報管理の体制

上記のような情報利用のシステムが整備された段階では、情報の定常的な維持管理と更新、特に情報の漏洩、改竄に対して十分な安全保障（セキュリティ）が必要である。

- a) 記載内容の責任体制
 - 内容更改分掌責任と権限の範囲の明確化。
- b) 情報の漏洩および改竄の防止
 - セキュリティが必要な情報内容の層別を定めてアクセス許可範囲を限定するとともに、役員等の任期中のパスワードの付与。例えば、会長、副会長、各理事および委員長に付与されている決定権限を明確化して、

関与する情報のアクセス範囲を設定する。

- c) ホームページ掲載内容の充実と学会誌とのリンクおよび分担
ホームページ専任管理者の設置を検討する。
編集理事（あるいは調査編集理事）管掌とすることが望ましい。
- d) ホームページのデザインアップ、洗練化
非常に洗練されたデザインのホームページが増加してきているので、
デザインコンペなどの手段により洗練化することが必要。
- e) 発信情報の常時更新作業の徹底
ホームページ管理者のみでは具体的作業は進まないで、実務担当者
（インプットのオペレータ）が必要であり、アルバイトもしくは外注の
ための予算化が必要である。

(5) 教育事業の活性化と照明の学校教育について

1) 教育事業の現状と活性化

照明の実務者養成を目的とした照明学会の通信教育は、昭和 55 年に「基礎講座」、昭和 60 年に「専門講座」を開講し、現在までに、「照明コンサルタント」認定者(基礎講座修了)が 23,945 名、「照明士」認定者（専門講座修了）が 4,326 名誕生した。

この間に、組織の改編を 3 回、テキストの大改定を 基礎講座で 3 回、専門講座で 2 回実施した。受講料の改定は、基礎講座 7 回、専門講座 5 回 行った。

また、受講生数は、年平均で基礎講座が 1,550 名、専門講座が 340 名で、専門講座は減少傾向にある。

当面及び今後の課題としては次のような事項があげられる。

- イ) テキストの内容をさらに充実し、学会の公開出版物として外販を実施する。
- ロ) 受講生数は、基礎講座 2,000 名、専門講座 200 名を目途に推進する。
- ハ) 受講料は当面は改定しない。
- ニ) スクーリング用の配布資料は、普及の趨勢、市況に合ったものを用意する。

今後の課題としては若手の実務者のための教育とともに経験者に対する再教育も必要と思われる。再教育は、学術の進歩の著しい分野（例えば半導体関連や光機能材料など）の知識を経験者にも正しく系統的に与えることを目的とする。このためには学科内で研究者と実務者の緊密な連携が必要となる（研究部門と普及部の連携など）。

2) 照明の学校教育について

学校レベルでの人材の養成、育成は学問分野・産業の発展のために不可欠であり、学会として主体的に取り組まねばならない課題である。

平成 6 年に教育委員会が、全国の大学・短大を対象に「照明に関連する授業」の有無を調査した結果は次表のとおりであった。

		電 気	建 築	芸美術	家 政	合 計
大学	総 数	111	79	18	12	220
	授業・有り	65	50	9	9	133
	授業・無し	33	14	3	1	51
	無回答	13	15	6	2	36
短期大学	総 数	6	7	14	60	87
	授業・有り	6	3	6	11	26
	授業・無し	0	3	4	28	35
	無回答	0	1	4	21	26

注：授業有り・・・「照明工学」としてのカリキュラムはなく、照明関連の講義が大部分

例：電気応用、環境工学、建築設備、視環境、計画デザイン、住居学概要、ライティングデザイン、家電一般 など

この表からみると電気関係学科で、照明関係の授業を行っているのは全体の3分の2程度であり、しかも照明工学としてのカリキュラムではない。これは旧来の「照明工学」の授業内容が現在の大学、高専の電気系学科のカリキュラムから全く離れたものになってしまっているため、これをそのまま復活させようとすることは徒労である。このため、ハードウェア（光源、センサー、ディスプレイ、光利用）部分とソフトウェア（視覚、色彩、光環境、ヒューマンインターフェイス）部分を分離して、「光応用工学」的な観点からの興味をもたらしようにすることが必要である。（その際にこのことに関連する学会の名称が「照明学会」であると学生・生徒にアピールしない）。

また、建築関係の学科に対しては光環境、視覚を重点とした授業内容を考える必要があり、近年設立が盛になってきている、人間環境や福祉関係の学科に対しても、視環境、環境デザインなどの観点での照明工学の授業を考えて行かねばならない。このためには、上記の各学科に所属する学会員の意見聴取や討論の場を設ける必要がある。

なお、以上のほかに現在日本工学会が主体となって、「日本技術者教育認定機構（JABEE）が平成11年11月に設立されて、技術者の国際的に通用する資格認定を行おうとする動きがあり、照明学会もこのことに関するなんらかの寄与を考える準備が必要となろう。

(6) 関連団体との関わりの活性化

照明工学を学術として広く調査研究するとともに、実学として産業界との連携を密にし、その成果を照明産業の発達に反映させ、ひいては日本の社会に貢献することが肝要である。

そのためには産業界とともに社会ニーズに先行して対応することが必要であり、社会動向を的確に把握し、為すべきことの優先順序を定めて取り組むことが重要である。

1) 社会ニーズへの先行対応

産業界を取り巻く今後の大きな社会動向には次のようなものがある。

- a) 地球温暖化防止と資源の有効利用のための省エネルギー化の一層の推進
- b) 循環型社会の構築のための環境問題への対応
- c) 高齢化社会への対応
- d) 情報化社会への対応
- e) 国際化の進展

2) 当面の重要課題

これらを踏まえて学会としても、産業界と協調して次のように事業運営を進める。

- a) 学会はアンテナを高くして、産業界が求める技術的課題を適正に受けとめ、必要に応じてタイミングのよい結論付けを図ると共に、関連する情報の発信に努めること、また、基本的な重要課題に対しては中長期的視野に立って取り組むことが重要である。
- b) 特に照明に関するソフト面（応用面）での課題については、諸外国の研究並びに標準化活動に対して劣勢にならぬよう推進して、産業界に貢献することが大切である。
- c) 照明分野での環境保全、資源の有効活用などの社会的重要なテーマに対して、学会、日本照明委員会、工業会が一層連携して定常的に活動する必要がある。
- d) 学会、日本照明委員会、工業会共通のアクティブメンバーの育成・活用を行うとともに学会と工業会との意思疎通を図る組織的活動の試みが必要である。

3) 推進方法

産業界との連携強化の方法として、課題に合わせて以下の方法を適宜選択し、産業界と協調して中長期的に課題を推進する。

- a) 相互の委員会への参画
- b) 産業界からの委託研究の受託
- c) 照明関係団体(照明学会、日本照明委員会、日本電球工業会、日本照明器具工業会)よりなる推進連絡会議を設置して推進する。

そのためには産業界ともども社会ニーズへ先行して対応することが必要であり、社会の動向を的確に把握し、為すべきことを優先順序化し、取り組むことが重要である

4. 学会運営のための財政基盤

学会財政を検討するに当たり向こう5年間の収支を予測した中期財政計画を策定した。(別添参照)

財政の基本的考え方は次のとおりである。

- ・学会の本来業務のあり方を充分考慮する。(本グランドデザインの精神と乖離のないこと)

- ・公正を旨とし、不公平や一部の会員の利に偏らないようにすること。
- ・財政の危機に当たっては、本来業務を優先させつつ業務全体の縮小・見直しをする。

なお、本計画は経営企画委員会の試案であって、学会執行部の審議を経た決定事項ではないことを明記しておく。

1) 現状の学会財政の分析

a) 収支予算と中期財政計画について

平成10年度の大幅な機構改革により、現時点（平成12年度末）での学会財政は概ね良好と判断する。ただし、中期財政計画に鑑み平成15年度に予想される基金利息の減少を念頭に置いた運営を進めるべきである。

会費値上げ回避のため出費を緊縮しているのはやむを得ないが、本来の活動が制約されないよう配慮し、短期的には弾力的な予算編成・運用を考慮すべきである。

受託研究・通信教育・広告獲得などの収益事業は財政への影響力が大きい。受託研究や教育業務は本来、当学会の基盤業務であるので、収益の確保を前提に行うのではなく基本業務として行う中で、収益の得られるテーマの拡大や受講生の増大を図るための組織的な体制強化を配慮すべきである。

b) 課目別収支バランスについて

管理費を加味した事業別収支は、以下のような考え方で管理・運営すべきである。

- i) 会誌費等は会員サービスの意味もあるため多少の収支マイナスは容認できる。他の収益事業でバランスが取れるようにすることが望ましい。
- ii) 通信教育費は実収支が明確になるように実質管理費と収支差を明確にする。
- iii) 基金収益による表彰・助成は管理費を含めた形で収支がバランスしたものであることが大原則である。基本的に事業に管理費が生じることを関係者に周知するようにする。なお、表彰は基金設立以前からも行っている事業でもあり、多少のマイナスは容認し、縮小しながらでも続けるのが望ましい。

2) 基金財産の運用と利子活用の検討

基金他財産の運用については原則として別に定める「財産運用規定」によるが、ここでは当面の考え方について述べる。

a) 適切な基金運用方策について

基金の運用は公益法人の性格上、元本保証が絶対条件である。従って現時点では国債・社債などの確実な運用方法から選択せざるを得ない。基金の中で最も大きい平成15年3月満期の社債(額面182百万円、利率6.7%)の満期までに運用方法を検討すべきであるが、現時点では金利の先行きが見えないので検討を進めつつ、平成14年の年度末を目処に最終判断を行う。

b) 基金利子活用の今後のあり方について

- i) 基金利子を原資とする事業は表彰・助成事業である。この分類内でバランスが取れるようにするのが大原則である。

ロ) 平成15年以降は基金運用益のみでは、全く現状の予算額が確保できないことを、全ての関係者に認識して戴いた上で、抜本的に各々の課目の要否、金額の見直しを議論する必要がある。

またその際には、学会の発展に貢献する資金としての活用を考えるべきで、必要に応じ基金の名称付け替えなども考える必要がある。

ハ) 研究教育助成は学会への貢献度などを調査・整理した上で議論を進めるべきである。

ニ) 国際活動費は運用益の範囲で活用することを前提とするのが望ましい。

ホ) 社会情勢にもよるが平成13年に学会創立85周年を迎えるので、基金の積み増しが行えるような集金活動も検討するのが望ましい。

なお、この報告書の作成に関しては、下記の委員全員の討議を基とした。

平成12年度、経営企画委員会

委員長：染谷 彰、

幹事：田淵 義彦、木村 修

委員：石井 弘允、石田 洋徹、大沢 勇、大谷 義彦、沖 允人、
小山 敦夫、太刀川三郎、田中千秋、塚原 淳一、中川 靖夫、
村田 徹郎、森永 晃

また、この報告書の執筆は下記のように分担した。

1. グランドデザインの意味

中川 靖夫

2. 照明学会を維持、発展させるための基本理念(グランドデザインの基本理念)

中川 靖夫

3. 照明学会を維持発展させるための組織と運営

(1) 組織の役割と責任の明確化

村田 徹郎

(2) アクティブメンバー維持拡大のための方策

石井 弘允

(3) 研究部門の活性化と情報伝達の透明化

大谷 義彦

(4) IT(情報化技術)活用のための基本的ルールの設定

田淵 義彦

(5) 教育事業の活性化と照明の学校教育について

太刀川 三郎、中川 靖夫

(6) 関連団体との関わりの活性化

大沢 勇、小山 敦夫

4. 学会運営のための財政基盤

木村 修